

独立行政法人労働者健康安全機構
平成 30 年度業績評価委員会報告書

平成 31 年 3 月 15 日

独立行政法人労働者健康安全機構
業績評価委員会

独立行政法人労働者健康安全機構

業績評価委員

明石 祐二 (社団法人日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹)

大前 和幸 (慶應義塾大学名誉教授)

金子 晃浩 (全日本自動車産業労働組合総連合会事務局長)

島 大貴 (航空連合会長)

砂原 和仁 (東京海上ホールディングス株式会社事業戦略部専門部長)

角田 透 (杏林大学名誉教授)

◎ 原 正道 (横浜市立大学名誉教授)

松田 晋哉 (産業医科大学医学部公衆衛生学教授)

◎ : 委員長

(50音順 敬称略)

はじめに

独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の平成29年度における業務実績及び平成30年度における主な課題に係る対応状況に対する評価及び平成31年度の運営に向けた意見を求めるため、平成30年6月26日及び平成30年12月26日に業績評価委員会（以下「当委員会」という。）を開催した。

本報告書は、当委員会において機構の業務に関する評価又は必要な提言を取りまとめたものであり、本報告書を基に機構の責任において自主的な改善が行われることを期待するものである。

なお、当委員会においては、以下のとおり評価の対象とした業務についておおむねよく成果を挙げていると認識している。

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

（1）研究、試験及び成果の普及事業について

－統合による相乗効果を最大限に発揮するための研究の推進－

労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による相乗効果を最大限に発揮できる研究の実施が求められており、労働災害の減少や社会復帰の促進に結びつけるため、産業中毒等、せき損等、石綿関連疾患、精神障害、過労死等関連疾患の重点研究5分野について研究を進めている。

厚生労働省からの要請を受けて開始した有機粉じんに係る肺疾患事案の原因究明等に係る研究については、安衛研と労災病院のほかに、動物への吸入試験の実施で高度な技術が要求されるため、毒性試験に高度な能力を有する日本バイオアッセイ研究センター（以下「バイオ」という。）を研究の体制に加えて実施している。

安衛研と労災病院の研究体制にバイオを加えて研究を推進していることは高く評価できる。

また、法人統合から3年目となり、平成28年度に作成した工程表に基づいて研究を着実に進めるとともに、お互いの研究内容に係る相互理解を深めるという観点から、調査・研究発表会を開催しており、平成30年度においては、従来から参加していた安衛研、労災病院及びバイオの職員に加え、産業保健総合支援センターの職員も参加し、それぞれの接点をさらに探っていくという試みを行っている。

－労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施－

過労死等防止調査研究センターにおける研究では、過労死等事案の解析や事例収集を行いデータベースの更新を順次進めており、疫学研究では職域コホート研究、そのほかにプロジェクト研究、基盤的研究、行政要請研究を精力的に推進している。

また、労働現場のニーズ把握については、安全衛生技術講演会を開催するほか、講演会等への参加、研究所の見学の受入れ、研究員が自ら労働現場を訪問するなどの方法により実施している。

成果の積極的な普及・活用については、国内の労働安全衛生法令や国内外の各種

基準の策定、現場における安全衛生の確保に対して貢献している。また、学会発表、講演発表、論文発表なども精力的に行っており、調査及び研究、成果情報のインターネットなどによる発信については、メールマガジンの配信なども含めて実施している。また、国際的にもインパクトがある雑誌「Industrial Health誌」を定期的に発刊するとともに、多くの国から投稿を得ていることは、非常に高く評価したい。今後は、論文発表だけではなくて、安衛研の持っているノウハウを総論として書くなどして、このIndustrial Health誌が国際的にもより高い評価が得られるような雑誌になることを期待する。

この事業の目的である、健康・安全な職場を作る、もしくは労働災害を起こさないという観点からすると、実際に現場で働く方々にも分かりやすい形で研究成果を発信するという視点を持つことも必要と思われることから、本事業のPRにつながるよう、そのような視点を踏まえた取組についても検討いただきたい。

一労働災害等に係る研究開発の推進一

平成29年10月から開始しているメタボロームの研究のほかに、平成30年7月からは、インターフェロンを使わないインターフェロンフリーの治療を行ったC型慢性肝炎患者の経過観察を行い、その後の発癌率や発癌に関連する因子を検討し、その発癌機序などを明らかにして肝臓癌発生を効果的に抑制する新規治療法の開発の検討や、どのくらいの頻度で検診を行えば早期発見につながられるかという勤労世代肝疾患に関する研究をはじめ、新たに3領域9テーマの研究を開始している。

また、アスベスト関連疾患については、労災請求件数が今なお年間1,000件を超えている状況にあるが、診断が難しいため、より多くの医師や産業医が正しい診断法、検査方法を知って労災補償制度につなげていく必要がある。そのため、労災病院の医師が講師となり、アスベスト関連疾患を診断する医師や産業医に対して、その診断方法や病態を解説する石綿関連疾患診断技術普及事業を全国で実施している。また、平成30年度からは、フィルムを使用した従来の読影実習ではなく、デジタル画像を使用した読影実習を取り入れることで、受講者からは、現状の電子カルテを用いた臨床に即しており、理解しやすく有意義であったという評価を得ている。

行政機関等への貢献については、国が設置する審議会、委員会、検討会に参画しており、アスベスト関連疾患においては、厚生労働省、環境省の委託事業を受託し、適正に実施している。また、平成30年度においては、厚生労働省が開催する労働基準法施行規則第35条専門検討会の委員を労災病院の医師3名が務めるなど、研究や診療で培った労災疾病に関する高い知見をもとにさまざまなかたちで行政に貢献している。

データベースの構築については、病職歴データをさらに有効活用することを目的として、引き続き、外部の疫学専門家の有識者を委嘱し、入院患者病職歴調査統計処理専門委員会において、データの精度向上や疫学研究に係る統計解析について検討した結果、委員から病職歴データベースの有用性が評価され、委員である疫学専門家自身がこのデータベース分析などを行っている。特に委員が発表した「入院患者の退院後の職場不安に寄与する背景因子を明らかにするための分析、検討」につ

いては、日本疫学会において中間発表が行われている。

－化学物質等の有害性調査の実施－

国が指定する発がん性等の有害性が疑われる化学物質については、GLP基準に従って適切に試験を実施している。また、試験の迅速化に向けた検討、試験の結果についてはIARC国際がん研究機関へ提供している。

平成30年度においては、過去に実施したアクリル酸メチルほか8物質の試験結果が、今年度公表されたIARC monographsの引用文献として掲載されている。また、遺伝子改変動物を用いた発がん性試験についても、発がん性の詳細調査が必要となる化学物質を絞り込むためのスクリーニング試験ということで、現在4物質について実施している。

化学物質を取り扱う事業場では、粉体の発がん性が大きな問題となっていることから、発がん性試験は数年間を要するが、現在、バイオでは粉体系の試験を1物質でしか実施していないので将来的には粉体系の吸入試験をもう1物質実施できるように実験系列を作ることを検討いただきたい。

(2) 労働災害調査事業について

労働災害の原因調査の実施について、平成29年度においては、厚生労働省からの要請に基づいて9件の災害調査等を実施している。特に、ばく露開始から極めて短期間のうちに重篤な肺疾患を発症した有機粉じんによる肺疾患事案については、災害調査結果により、労働者が有機粉じん濃度が極めて高い危険な労働環境下にいると判明したことが、厚生労働省からのばく露対策の指導要請の通知発出に結びついている。

また、災害調査結果に係る報告書を、労働災害、同種災害の防止や刑事事件の捜査・公判の資料として活用したといった割合が100%であり、大変有効に活用されている。

(3) 労災病院事業について

研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進については、労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等として、地域の中核的役割の推進、急性期医療への対応、あるいは高度医療機器の計画的な整備等に取り組んでいるほか、社会復帰の促進として、メディカルソーシャルワーカーによる相談件数について目標を達成している。

大規模労働災害等への対応として、平成30年度においては、中国地方を中心とした7月豪雨への対応と、9月に発生した北海道の胆振東部地震への対応を行っている。

7月豪雨への対応では、DMATの本部へ5病院から11チームを派遣したのを始め、医療救護班、JMAT、災害支援ナース、理学療法士等を派遣するとともに、中国労災病院へ医薬品等の救援物資の搬送を行っている。また、同時に産業保健総合支援センターでは被災者のための心の相談ダイヤル及び健康相談ダイヤルを設置し、被災

者からの相談に対応している。

9月に発生した北海道の胆振東部地震への対応では、DMATの本部へ1チームを派遣したのを始め、災害支援ナースを避難所へ派遣するとともに、全道で停電が発生した際には、釧路労災病院へ食料品の輸送を行う業者の倉庫が停電等で搬送不可の状況となったため、機構本部で災害対策本部を立ち上げ、本部から労災病院に指示を行い、釧路労災病院へ救援物資の搬送等を実施している。また、同時に産業保健総合支援センターでは被災者のための心の相談ダイヤル及び健康相談ダイヤルを設置し、被災者からの相談に対応している。

地域の中核的医療機関としての役割の推進については、地域医療への貢献、及び地域の医療機関等との連携強化により、紹介率、逆紹介率、地域連携パス、症例検討会等の開催回数、受託検査件数について目標を達成している。医療情報のICT化の推進についても的確に対応しているとともに、患者の意向の尊重と医療安全の充実については、患者満足度調査を実施し、前年度の患者満足度調査結果の分析を基に改善計画を策定し取組を実施していることもあり、目標を達成している。治験の推進については、労災治験ネットワーク推進事務局において広報活動に努めた結果、目標を達成している。

経営が低調と見られる労災病院は、病床稼働率が低調な病院に多く、これらの病院の所在地域における急性期医療に対するニーズの低下が考えられる。今後、労災病院の経営改善を図るためには、地域のニーズを検証し、実情に合った診療体制を検討していく必要があり、今まで実施してきた急性期医療の提供だけではなく、回復期医療への転換も検討いただきたい。

(4) 産業保健総合支援センター事業について

事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修として、地域の産業医等の産業保健関係者を対象とした研修の実施は、目標を達成している。研修は、アンケートの調査結果から汲み上げた地域のニーズを的確に反映して実施しているとともに、平成30年度は、産業医の資質向上のため、高ストレス者に対する面接指導視覚教材を新たに作成し、機構のホームページで掲載をしている。また、自主的産業保健活動促進のための事業主セミナー等も目標を達成している。

小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実として、医師等による小規模事業場等への訪問指導並びにメンタルヘルス対策及び治療と就労の両立支援の普及促進のための個別訪問支援は目標を達成し、産業保健総合支援センターにおける相談対応については目標を下回っているものの、平成30年度からは産業保健専門職として保健師を全都道府県の47センターに配置することを進めており、専門的医療知識を持つ方々に医療支援等の相談と支援を行えるよう対応するなど、目標の達成に向けて取り組んでいる。また、地域窓口における専門的相談については、小規模事業場の産業保健活動を支援する観点から、事業者あるいは労働者からの相談に産業医が対応するなどの取組により目標を達成している。

産業保健関係助成金については、リーフレットを作成し配布するなど、積極的に

周知を行っており、平成30年度においては助成金の利用が非常に増えている。

産業保健に関する情報の提供その他支援として、ホームページのアクセス件数は目標を達成しており、島耕作を広告塔にしたポスター、マンガを作成し、がん診療連携拠点病院など医療機関、労働局、産業保健総合支援センターなどに配布するとともに、機構のホームページにおいても閲覧可能とするなど、ホームページの内容の充実を図り、ホームページの更新回数を増やす取組を行っている。また、その他の情報提供については、専門的研修等の活動を広報するため、地元テレビ、地元新聞等に掲載しアピールを行っている。

研修内容・方法又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握においては、研修受講者及び相談利用者からの評価は目標を達成しており、非常に高い評価を得ている。

過労自死については、他の労働災害のように物理的な作業に起因するものではないことから、とりわけメンタルヘルスに関する予防が重要であり、特にサービス産業においては、ストレスチェック等、制度の整備に加えて従業員の徴候をしっかりと見ていくことが過労自死の防止につながるのではないかと考えており、機構において実施されている事業主セミナーは、過労死、過労自死の発生の抑制に、非常に有効であると思う。今後も、各事業者団体との連携のもと、研修内容にそれぞれの産業特性に応じた内容や、受動喫煙のような新たなトピックを取り入れる等、時宜に応じた研修内容を検討いただきたい。

(5) 治療就労両立支援センター事業について

円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進については、両立支援コーディネーターの養成及びスキルアップを図るための研修会を全国で開催している。基礎研修では、厚生労働省の通達に基づき、医療者のみならず企業の労務担当者も含め、両立支援に携わる方全般を対象として研修を実施しており、多種多様な職種の方が参加している。また、応用研修については、平成30年度から年1回の開催から年2回へ拡大して開催するなど着実に取組を進めている。

内容についても、平成30年度には「産業保健に関する基本的な知識」に関する講義を新設するなど内容の充実を図った結果、受講者に対して実施したアンケート調査においては、有用度、理解度とも8割を超えている状況にあり、高い評価を得ている。

政府の決定した働き方改革実行計画では、2020年度までに両立支援コーディネーターを2,000人養成するということが明記されているが、平成30年度内に約2,300人の養成が予定されている状況にある。

支援事例の収集については、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより職場復帰や両立支援を行い、支援事例を収集した結果、目標を達成している。また、支援終了者に対して実施したアンケート調査においては、目標を大きく上回る評価を得ている。

医療機関向けマニュアルの作成及び普及については、マニュアル改訂に向けて検討を行うとともに、各種講習会などで広く普及を図っており、また、機構のホーム

ページからダウンロードされた件数も多く、利用が進んでいる。

就労継続や円滑な職場復帰のための企業に対する支援については、支援の方法や産業保健スタッフ、医療機関との連携について悩む企業やその担当者も少なくないことから、産業保健総合支援センターと連携し、労災病院の患者のみならず事業者、産業保健スタッフからの相談にも応じるため、両立支援相談窓口を全国の労災病院、治療就労両立支援センターに順次開設している。また、がん診療連携拠点病院など都道府県の基幹病院にも出張相談窓口を順次開設し、産業保健総合支援センターで委嘱した両立支援促進員を派遣することで、両立支援に関する相談に応じながら、機構が作り上げた両立支援コーディネーターを中心とする両立支援の普及を図っている。また、平成30年度の診療報酬改定においては、療養・就労両立支援指導料が新設されたことや、医学教育モデル・コア・カリキュラムの改定で両立支援が盛り込まれるなど、社会全体の両立支援の関心の高まりを牽引している。

中小企業では、治療と就労の両立を支援するためにどのような制度を活用すると効果的であるかを判断することが難しいため、治療と就労の両立支援制度を周知する際には、業態別に取り組を実施した結果、どのような結果がプラスの効果として出たのかというような、もう少し具体的な内容を企業に周知することで、より効果的に社会へ発信できると思うので、今後の事業展開の中で検討いただきたい。

(6) 専門センター事業について

吉備高原医療リハビリテーションセンターでは、四肢・脊椎障害、中枢神経麻痺患者等に対して、職場・自宅復帰の促進を図るという観点から、診療、リハビリテーション及び退院後のケアまでを一貫して実施しており、社会復帰率は目標を達成するとともに、医用工学研究の取組として、在宅での就労支援、あるいは住宅改造の支援等を行っている。

総合せき損センターでは、脊髄損傷患者等に対して、職場・自宅復帰の促進を図るという観点から、受傷直後の早期治療からリハビリテーション及び退院後のケアまでを一貫して実施しており、社会復帰率は目標を達成するとともに、医用工学研究の取組として、平成30年度には、新規に「せき損式スライディングボード」を開発している。

なお、総合せき損センターにおける平成30年度上半期時点の社会復帰率は目標を少し下回っているが、医師が医学的に職場・自宅復帰可能と判断し、患者の希望によって円滑な復帰のために一旦居住地近くの病院に転院した患者を含めると目標を達成している状況にある。

(7) 未払賃金立替払事業について

未払賃金の立替払制度については、企業倒産に伴って賃金が未払いのまま退職した労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとして重要な役割を有していることから迅速かつ適正な支払に努めており、職員研修や弁護士会等での制度説明や事例紹介を行う研修会を実施することにより、請求書の受付日から支払日までの期間について目標を達成している。

立替払の求償については、裁判所への債権届出や事業主等に対して求償通知を行うなど、確実な回収を図っている。

情報開示の充実については、立替払額や回収金額の情報を業務実績等報告書及び機構のホームページにおいて公開するといった取組を行っている。

(8) 納骨堂の運営事業について

納骨堂の運営事業については、労働災害における殉職者の御霊を合祀するため昭和47年に高尾みころも霊堂を設置し、運営している。毎年秋に御遺族及び関係団体代表者等を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催しており、平成30年度も10月10日に開催している。

慰霊環境の改善に向けた取組として、四半期ごとに参拝者からのアンケート結果について検討会を開催し、継続的な業務改善を実施しており、平成30年度においては、身障者用の駐車場を特設、また霊堂までの坂における電動カートによる送迎を実施するなどにより、満足度調査結果については、「非常に満足」と「満足」の合計の割合、「非常に満足」単独の割合はいずれも目標を達成している状況にある。

産業殉職者合祀慰霊式においては、高齢の来堂者が多いため、電動カートによる送迎を実施するなど来堂者の支援を行っているが、電動カート使用時における安全配慮など、来堂者への気配りを行いながら今後も取り組んでいきたい。

2 業務運営の効率化に関する事項について

一般管理費・事業費等の効率化として、平成26年度と平成29年度を比較し、一般管理費については人件費の抑制等の取組により9.1%の削減、事業費については調達等合理化計画の推進等の取組により7.4%の削減となっており、目標の削減率を達成している。

専門医療センター事業の運営については、吉備高原医療リハビリテーションセンターの地理的な要因もあり医師の確保が難しく、医師未充足による入外患者数の減少に伴い収入が減少し、交付金率が超過していることから、引き続き、医療収入の確保に努めるとともに、その前提となる医師確保についても取組を進めている。

3 財務内容の改善に関する事項について

経営改善に向けた取組については、経営改善推進会議を定期的で開催し、リアルタイムで業務運営の効率化を推進するなど、機構本部のガバナンスの充実・強化を図りながら進めている。

本部においては、経営改善策を検討し、また病院に対して必要な助言、指導、援助を行いながら進めているとともに、共同購入・共同入札については、国立病院機構と国立高度専門医療センターとの医薬品に係る共同入札の実施、国立病院機構と地域医療機能推進機構と高額医療機器に係る共同入札の実施及び労災病院グループにおけるリース調達物件の共同入札を実施し、削減効果を上げている。

本部と病院共同の取組事例については、医療材料ベンチマークシステム導入後のフォローアップ、後発医薬品の採用拡大、経営悪化病院への対応として個別病院幹部からのヒアリング及びそれを踏まえた経営指導に基づき計画達成に向けた各種対応策を

実施している。

一番大きな課題であった繰越欠損金については、平成29年度において472億円の利益剰余金を計上し、繰越欠損金が解消されている。

一方で繰越欠損金が解消されたものの、足元を見ると何十億という赤字が、毎年度で発生していることから、この法人の損益を考えた際に一番大きい病院事業の経営改善を行い、財務内容の改善に努めていただきたい。

4 その他業務運営に関する重要事項について

人事に関する事項として、優秀な研究員の育成・確保、医療従事者の確保、専門認定看護師の育成及び産業医等の育成支援に取り組んでいる。また、障害者雇用についても確実に取り組み、その雇用状況を確保すべく体制を組み合わせながら、法定雇用率を上回る状況を維持している。

各研修のプログラムについては検証し見直し等を実施することで、研修受講者の有益度は目標を達成しているほか、労災看護専門学校については、専門性を有する看護師の育成として、看護師国家試験合格率の確保について目標を達成するとともに、労働安全衛生融資貸付債権の管理については、破産更生債権を除く債権回収額の目標を達成している。

内部統制の充実・強化等については、業務の有効性・効率性の向上という観点から、当委員会の意見を業務に反映していることや内部で行っている内部統制委員会で業務部門ごとにフローを作成し、分析するといった取組を進めている。また、内部監査室による各施設への監査の実施、バランススコアカードを用いた内部業績評価の実施にも取り組んでいる。

公正で適切な業務運営に向けた取組については、情報公開及び研究における研究倫理の遵守にも取り組むとともに、情報セキュリティ対策の推進として、個人情報保護の重要性や情報セキュリティポリシーの周知、情報セキュリティ指導及び情報セキュリティ対策の改善に向けた取組を行っている。

看護師の国家試験合格率については、毎年、他事業体の看護学生の合格率と比べると、抜きん出た成果を上げており、高く評価できる。

5 今後の運営に向けて

病院事業と研究所とのコラボレーションについて、病院事業で研究者が活動するということは、病院で臨床にあたる者にとってはものすごく良いアクチベーターになりうると考えており、大学のような研究とはまた違う研究が実施できるのではないかと思うので、引き続き、統合による相乗効果を最大限に発揮できる研究の実施をお願いします。

治療就労両立支援センター事業については、取り組んだ結果が診療報酬の設定につながるなど、具体的な成果を上げているところであり、今後ますます重要な事業になっていくと思うので、今後も継続した取組をお願いします。

病院事業については、一部の病院で依然として経営状態が停滞していることが一つの課題であるため、経営改善に向けた取組を引き続きお願いします。

おわりに

機構は平成 31 年度から第 4 期中期目標期間として新たな目標に向けて取り組んでいくことになるが、当委員会の評価等を踏まえ、第 3 期中期目標期間に取り組んだ業務について、より効率的、効果的に実施できるよう努め、働く人々の健康と安全の確保・増進に一層取り組むことを期待する。

平成 30 年度業績評価委員会報告書に
基づく業務の改善について

平成 31 年 3 月 29 日

独立行政法人労働者健康安全機構

平成 30 年度に開催しました独立行政法人労働者健康安全機構業績評価委員会において御提言のありました事項について、次のとおり業務の改善に反映してまいります。

1 労働者の健康と安全に係る重点的な研究について

この事業の目的である、健康・安全な職場を作る、もしくは労働災害を起こさないという観点からすると、実際に現場で働く方々にも分かりやすい形で研究成果を発信するという視点を持つことも必要と思われることから、本事業のPRにつながるよう、そのような視点を踏まえた取組についても検討いただきたい。

(業績評価委員会報告書 2 頁「労働者の健康と安全に係る重点的な研究の実施」に係る御提言)

労働安全衛生総合研究所で実施するプロジェクト研究の研究課題・テーマに関しては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を研究課題の立案計画時から定期的に行い、目指すべき成果について 具体的かつ明確な目標を設定することにより、研究成果が行政政策に反映されるよう努めており、その研究成果が、法令改正やガイドランの作成などにつながり、現場において働く人々の安全と健康に寄与することになると考える。

御提言いただいた、研究成果をより確実に現場に展開する取組については、健康・安全な職場を作る、もしくは労働災害を起こさないという観点から、衛生管理者や安全管理者のような専門の方々のみならず、現場で働く方々へ分かりやすい形で発信していくために、産業保健総合支援センターでの研修会やホームページでの公表を新たに行うなど、積極的に取り組んでまいりたい。

2 化学物質等の有害性調査について

現在、化学物質を取り扱う事業場では、粉体の発がん性が大きな問題となっている。発がん性試験は数年間を要するが、現在、日本バイオアッセイ研究センターでは粉体系の試験を 1 物質でしか実施されていないので将来的には粉体系の吸入試験をもう 1 物質実施できるように実験系列を作ること検討いただきたい。

(業績評価委員会報告書 3 頁「化学物質等の有害性調査の実施」に係る御提言)

現在、日本バイオアッセイ研究センターにおいては、粉体である酸化チタン 1 物質のみの吸入試験 (マウス、ラット) を国からの要請に基づき、実施しているところであり、今後、新たな粉体系試験の要請があった場合には行政とも調整しながら対応してまいりたい。

これに加えて、平成 30 年度中には「直噴式全身吸入曝露装置」を新たに整備する計画としており、この機器によってこれまで対応できなかった吸水性の粉体系物質の試験が可能となる実験系列を整備することとしている。

3 労災病院の運営について

経営が低調と見られる労災病院は、病床稼働率が低調な病院に多く、これらの病院の所在地域における急性期医療に対するニーズの低下が考えられる。

今後、労災病院の経営改善を図るためには、地域のニーズを検証し、実情に合った診療体制を検討していく必要があり、今まで実施してきた急性期医療の提供だけでなく、回復期医療への転換も検討いただきたい。

(業績評価委員会報告書4頁「労災病院事業」に係る御提言)

労災病院の経営改善については、地域での医療需要、人口動態等を把握し、地域包括ケアシステム（循環型地域連携システム）における自院の現状を確認した上で、新入院患者確保の見込みについて様々な角度から検証を実施し、それぞれの病院が提供する医療について検討していくことが重要であると考えている。

平成30年度においては、本部と病院が連携のうえ、各病院の所在する地域のニーズ等に合わせた診療機能の見直しを実施する等、経営改善に向けた検討を行い、平成31年度から回復期系病床の新設・拡大も含めた診療機能の見直しを実施することとしている。

4 産業保健総合支援センターの取組について

過労自死については、他の労働災害のように物理的な作業に起因するものではないことから、とりわけメンタルヘルスに関する予防が重要であり、特にサービス産業においては、ストレスチェック等、制度の整備に加えて従業員の徴候をしっかりと見ていくことが過労自死の防止につながるのではないかと考えており、機構において実施されている事業主セミナーは、過労死、過労自死の発生の抑制に、非常に有効であると思う。

今後も、各事業者団体との連携のもと、研修内容にそれぞれの産業特性に応じた内容や、受動喫煙のような新たなトピックを取り入れる等、時宜に応じた研修内容を検討いただきたい。

(業績評価委員会報告書5頁「産業保健総合支援センター事業」に係る御提言)

当機構が実施している、事業主セミナーは労働者の健康管理等に関し、事業者、労働者等の理解と自主的な取組を促すために実施しているところであり、特にメンタルヘルスや過重労働をテーマにした研修については、委員の御提言のとおり、過労死、過労自死の発生抑制にも非常に効果的と考えている。

また、研修内容の検討については現在も時宜に応じた内容となるべく取り組んでおり、平成30年度は、以下の新たな取組を実施している。

- ・働き方改革関連法の成立を受け、改正労働安全衛生法の内容に関する講師養成のための説明会を12月に開催し、産業医、事業主向け研修を実施している。
- ・第13次労働災害防止計画において、「ストレスチェックの結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上にする」目標に対応した職場環境改善に関

する講師養成のための会議を 10 月に開催し職場環境改善に関する研修を実施している。

上記に加え、引き続き、厚生労働省、各種事業者団体等からの情報収集に努めるとともに、その年の特定のトピック等についても柔軟に研修内容に取り入れ、研修内容の改善を図るとともに、年 4 回発刊している情報誌「産業保健 21」等も活用しながら、受動喫煙の防止を始めとする職場環境の改善に係る最新のトピックについての情報発信にも努めていきたいと考えている。

5 治療と就労の両立支援について

中小企業では、治療と就労の両立を支援するためにどのような制度を活用すると効果的であるかを判断することが難しいため、治療と就労の両立支援制度を周知する際には、業態別に取組を実施した結果、どのような結果がプラスの効果として出たのかというような、もう少し具体的な内容を企業に周知することで、より効果的に社会へ発信できると思うので、今後の事業展開の中で検討いただきたい。

(業績評価委員会報告書 6 頁「治療就労両立支援センター事業」に係る御提言)

中小企業の事業者等に対しては、地域産業保健の窓口として、概ね監督署管轄区域ごとに地域産業保健センターを設置し、50 人未満の小規模事業場を対象とした健康相談や体制整備の支援を実施するなど、医師会とも連携を図りながら産業保健活動の支援に取り組んでいるところである。委員の御提言のとおり、中小企業に対する両立支援を含めた産業保健の普及は現在の大きな課題のひとつと考えており、今回のご意見を参考に、平成 31 年度は、収集した支援事例をもとに、地域における企業の担当者等を招いた形での事例検討会を実施するなど、より有効な普及の仕方を検討しながら、今後とも取り組んでまいりたい。

6 納骨堂運営事業について

産業殉職者合祀慰霊式においては、高齢の来堂者が多いため、電動カートによる送迎を実施するなど来堂者の支援を行っているが、電動カート使用時における安全配慮など、来堂者への気配りを行いながら今後も取り組んでいただきたい。

(業績評価委員会報告書 7 頁「納骨堂運営事業」に係る御提言)

産業殉職者合祀慰霊式における電動カートの安全な運行に当たっては、日頃から自動車の運転を行っている職員が運転を担当することとし、電動カートの運行ルートにおいて、電動カートと歩行者の通行区域を白線で明確に区分し、両者が接触しないよう配慮するなどの安全配慮を行っている。

上記をはじめ、産業殉職者合祀慰霊式においては、引き続き安全に配慮した上で来堂者への支援を行ってまいりたい。